

# 流通

野菜ソムリエプロコース テキスト 第1版(2017年1月発行)および旧野菜ソムリエコース テキスト 改訂第12版(2016年3月発行)までに、以下の通り訂正および補足をいたしております。

お手持ちのテキストによっては既に反映されている内容もあるかと存じますが、あらためて全ての項目につきましてご確認をいただきますようお願い申し上げます。

## Ⅲ. 表示基準

### 1. 農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）

飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS規格制度（任意の制度）」に関する法律。

#### JAS規格制度



##### JAS マーク

品位、成分、性能等の品質についての JAS 規格（一般 JAS 規格）を満たす食品や林産物等に付される。



##### 特定 JAS マーク

特別な生産や製造方法についての JAS 規格（特定 JAS 規格）を満たす食品や、同種の標準的な製品に比べ品質等に特色があることを内容とした JAS 規格（りんごストレートピュアジュース）を満たす食品に付される。



##### 有機 JAS マーク

有機 JAS 規格を満たす農産物等に付される。有機 JAS マークが付されていない農産物と農産物加工食品には「有機〇〇」などと表示することができない。

#### 有機農産物の JAS 認証

農林水産大臣から認可を受けた登録認定機関（第三者機関）が生産者を認定し、認定された生産者が自ら格付を行い、有機 JAS マークを貼付。

#### 有機農産物加工食品の JAS 規格

原材料である有機農産物の持つ特性が製造または加工の過程において保持されることを旨とし、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として製造された加工食品。食塩、水及び加工助剤を除いた原材料重量のうち、有機農産物及び有機農産物加工食品以外の原材料の占める割合が5%以下であることが必要。



### 生産情報公表 JAS マーク

生産情報公表 JAS 規格を満たす方法により、<sup>きゅうじ</sup>給餌や動物用医薬品の投与などの情報が公表されている牛肉や豚肉、生産者が使用した農薬や肥料などの情報が公表されている農産物などに付される。

#### 生産情報公表 JAS の認証

事業者が自主的に食品の生産情報（生産者、生産地、農薬及び肥料の使用情報等）を消費者に正確に伝えていることを登録認定機関（農水省が認定する第三者機関）が認定するもの。認定された場合にのみ、生産情報公表 JAS マークをつけて販売できる。

2003 年以降現在までに牛肉、豚肉、農産物（野菜・果実・米穀・麦類・雑穀・豆類）及び養殖魚について制定されている。

#### 定温管理流通



### 定温管理流通 JAS マーク

製造から販売までの流通行程を一貫して一定の温度を保って流通させるという、流通の方法に特色がある加工食品に付される。米飯を用いた弁当類（寿司・チャーハン等を含む）について認定を受けることができる。

## 2. 食品表示法

目的：・食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保する。

- ・消費者の利益の増進を図り、国民の健康の保護・増進、食品の生産・流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産振興に寄与。

### 農産物の表示

農産物（生鮮食品）とは、米穀・麦類・雑穀・豆類・野菜・果実などを指し、加工処理等を行ったもの（タケノコ水煮等）、日干し等の乾燥を行ったもの（乾しいたけ等）を除く。

- ・表示が必要な事項  
名称・原産地
- ・一定の要件に該当する場合に表示が必要になる事項  
放射線を照射した食品・特定保健用食品・機能性表示食品・遺伝子組換え農産物・乳児用規格適用食品

## VI. 食の安全 ー遺伝子組換え農作物ー

### 5. 遺伝子組換え食品の表示

■ 食品表示法に基づき、表示が義務付けられている。

■ 世界的に見ると、国により対応状況に違いがある。

現在、コーデックス委員会で国際規格の策定を目指している。

#### 表示方法

■ 従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの（農作物、加工食品）

1. 農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工後も組換えられた DNA またはこれによって生じたたんぱく質が検出できるとされているもの。

ア 遺伝子組換え農産物を原材料とする場合 ⇒ **表示義務**

イ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物を原料とする場合 ⇒ **表示義務**

ウ 非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合 ⇒ **任意表示**

2. 組換えられた DNA 及びこれによって生じたたんぱく質が、加工後に検出できない加工食品。

⇒ **任意表示**

■ 従来のもとの組成、栄養価等が著しく異なるもの（高オレイン酸大豆、高リシンとうもろこし、ステアリドン酸産生大豆）⇒ **表示義務**